乾隆朝末期の胥吏の不法行為について

谷口規矩雄

はじめに

筆者はこれまで乾隆朝官僚の汚職問題について、主として長官級の地方官の行為について考察して来た。本稿ではやや方向を転じて地方官庁の下級事務員とでもいうべき胥吏の不法行為を取り上げようと思う。胥吏の不正については既に宮崎市定博士が具体的に論じて(1)おられ、今日ではもはや古典的見解として定着しているといってよいであろう。筆者がここに取り上げようと思う問題も、氏の考察の範囲を殆ど出るものではない。ただ本稿で考察しようと思う事件は、今迄余り取上げられたことが無い事実を含んでいると思われるので敢えて取り上げることにした。それは胥吏が偽造した公印を使用して不法を働いたという問題である。胥吏によるこうした不法行為は乾隆朝でも散見される。筆者の見出し得た例では、『清朝実録』巻九三六、乾隆三十八年六月己亥の条に、湖北省監利県の胥吏曹金

安による「假印騙銭」の事件が報告されている。又『宮中檔乾隆朝奏摺』乾隆四十三年正月二十一日の条には、江蘇巡撫楊魁の報告として衙役による「假印詿騙」事件が上奏されている(2)。しかしいずれも不法の内容が余り明確でない。ここに取り上げた案件は、その内容がかなり具体的であり、胥吏の監督者であるべき官僚達の彼等を庇おうとするような行動も明白に浮かび上がって来るようであり、官と胥吏の「通同舞弊」と云われるような官僚体制弛緩の状況の拡大が明確に見て取れるように思われる。

Ⅰ、事件の発端

事の発端は次のようであった。戸部侍郎韓鑅が湖北省に於ける裁判事件の処理を終えて帰路許州（河南省許昌市）に至った所、家人の蕭雲漢が北京より特別に人を派遣して、高郵州巡検の陳倚道が戸部に告訴する文書を私宅に投入したと告げさせたのである。韓鑅はその事実を直ちに皇帝に報告した。具体的な事情は以下のようであった。『清朝実録』（以下『実録』と略記する）巻一三五二、乾隆五十五年夏四月甲寅の条に、

本日拠韓鑅奏称。家人蕭雲漢。自京専差。稟有高郵州巡検陳倚道差人張貴。将揭部文冊。投至私宅。及拆看後。欲根問来歴。張貴当即避匿。因将原文差送。中途投遞。

とあり、この文によれば、韓鑅の家人蕭雲漢が北京より人を派遣して高郵州巡検陳倚道の差人張貴が戸部に告訴する文書を私宅に投じた。（私は）開いて見た後、その理由を厳密に尋ねようとしたが、張貴は直ぐに行方を眩ませてしまった。それで（私は）原文を人を遣わせて、（帰路の）中途でありますが送り届けます、ということであった。

韓鑾の家人蕭雲漢の云う所では、高郵州巡検の陳倚道が家人張貴に戸部への訴状を持たせ北京へ派遣した。所が張貴は何故かその文書を韓鑾の私宅に投じた。その文書を見た家人の蕭雲漢は、張貴に理由を尋ねようとした所、彼は直ぐさま姿を隠したという。そこで当然のことであるが、張貴は戸部衙門に投ずべき文書を何故に韓鑾の私宅に投じたのか、また何故直ぐに行方を眩ませたのかが問われることになった。そこで皇帝は綿恩に命じ、蕭雲漢から張貴の年貌等を聴き取った上、番役を派遣して彼を逮捕し、事実の究明に当ることを命じた。

更に『実録』同条の後文に、

又諭。拠韓鑾奏。江蘇高郵州巡検陳倚道掲報。査獲私描印篆。假給串票。具稟該府州。俱未批発。本年正月初十日。将各稟稿。録詳撫藩各衙門。亦未経批発。因将所獲各項銭糧偽串。請拠情代奏等語。細閲此案情節。及所描印信。真偽顕然。自非出於捏造。

この文に由って高郵州巡検陳倚道が、何故に態々家人張貴を北京へ派遣して戸部へ訴状を投じさせようとしたかが明白になる。陳倚道は現任地で調査して私描の印鑑を捺印した租税徴収票（串票）(3)を獲得したので、その事実を所属の府・州へ申し出た。しかし両者とも何の指令をも出さなかった。そこで今年正月十日に、府州へ申し出た文書の原稿をもって巡撫と布政使衙門へ訴え出たが、亦何の指示も出さなかった。そこで獲得した各項目の銭糧の偽造串票を自分に代わって送り届けさせることとしたという。そこで戸部に於いてこうした事情と描かれた印鑑を詳細に調べた所、その真偽は明白で、捏造したものではない、ということが明白になった。こうなれば陳倚道の訴えを直ちに取り上げ処理すべき責任のある上司達、知府・知州から巡撫・布政使の態度が問われるのは当然のこととなった。又事態の究明の為にも皇帝は欽差大臣の派遣を決定したのである。

皇帝はまた次のようにも述べている。上記『実録』の後続文(4)として、

又諭。地方徵収銭糧。全憑串票為拠。高郵州胥吏。竟有私雕印信。假串重徵之事。実属大干法紀。既経巡検陳倚道查獲偽串。亷明該州究弁。該州意存袒庇。沉擱不弁。及通亷巡撫、藩司、本府各衙門。俱未批発。又令該巡検採弁硝觔。自係藉差往他処。以圖消弭此案。如此通同欺蔽。狥縦属員。尤非尋常袒庇可比。

地方で銭糧を徴収するには、全て串票に基づいて行うことになっている。高郵州の胥吏が印鑑を私雕して偽の串票で（銭糧）を二重取りしたことは、実に法令に大いに違反したことになる。既に巡検陳倚道が偽串票を収得し、所属州に究明、処置することを訴え出たのに、当知州は属員を庇うことを考え、放置して処置しなかった。（巡検が）巡撫・布政使・所属府衙門に訴え出たが、皆（処置について）指示を出さなかった。その上、当巡検に硝石(5)採取を命じ、職務として他所へ行かせることによってこの案件の揉消しを図った。このような官吏が一体になって事実を隠蔽し、属員を庇うことは、通常の庇いだてに比べられるようなものではない。

ここで皇帝は、高郵州の胥吏が偽造の串票を使用して銭糧を二重取りした事を厳しく指弾すると共に、巡検陳倚道が所属州へ証拠を以て胥吏の不法の究明を訴え出たのに、知州は属員の庇護を考えて対処しなかった。巡検がさらに巡撫・布政使・府へ通報したが、彼等も何等の指示を出さず、その上、巡検に硝石採取と云う職務出張を命じ、彼の留守中に事件の揉消しを図った、という。

更に次のような事実も指摘されている。

該巡検稟請查究。実非無因。況該州因陳倚道屡次具稟。面諭該巡検。此係前任之事。我既失察於前。難以救敗。不過勒令書弁。将銭糧彌補。毋庸過慮。是該州亦知此案情弊属実。特因前任事件。推諉不弁。意欲彌補銭糧。将

就了事。以掩其失察之咎。若地方官於此等侵蝕銭糧。竟敢私行彌補。則倉庫設有虧短侵漁。亦将彌補不弁耶。

当巡検が究明を願い出たのは、全く当然の事であった。まして当知州は陳倚道が何度も申し出ているのに、当巡検に対して直接、此は前任者の時の事で、私は既にその事を摘発することが出来なかったから、その失察の責任を逃れることは難しい。ただ胥吏に命じて欠損になっている銭糧を補填させるだけであるから、余計な心配をするには及ばない、と云った。此は当知州も事件の弊害が事実である事を知っていたという事である。ただ前任の事件なので責任を前に押しつけて処理しようとせず、銭糧を補填するだけで間に合わせて事を終わらせ、自身の監督不行き届きの責任を覆い隠そうとしたのである。若し地方官がこうした銭糧の着服について、勝手に補填させることになれば、倉庫に若し欠損・着服があれば、亦補填させるだけで、（不法を）究明しないのであろうか。

ここでは陳倚道の申立てに対して、監督者の知州が自身の責任を隠蔽する為に、胥吏に着服した銭糧を補填、即ち返還させるだけにして、事件そのものの究明は行う必要は無いと云っている。不正の証拠を提出している巡検（現地の調査官）に対して、上司の知州が不正の究明を実行しようとしないのである。巡検が関係する小地域の不正事件さえ取り上げないのだから、知州が所轄の倉庫でより大規模の欠損や着服事件が起こっても、その穴埋めをさせるだけで不正の究明は実行しないのか、という皇帝の問責は至極当然の事であった。結局、皇帝は両江総督書麟に命じ、欽差大臣達が現地に到着する前に全証拠を収集し、事実に基づいた報告を行うことを命じた。そしてこれにはなお次のような条件が付けられた。調査に当って閔鶚元（巡撫）、康基田（布政使）、呉璵（知州）等を庇いだてするようなことがあれば、後に欽差大臣達の調査でそうした事が判明すれば、書麟自身も彼等と併せて処罰されるであろうと（『実録』同条の後文）。

なお数日後、陳倚道の文書を韓鑅の私邸に投じたまま姿をくらましていた張貴が逮捕された。『実録』巻一三五二、乾隆五十五年四月丁巳の条に、

本日拠綿恩奏。派令番役。将陳倚道投遞掲帖之家人張貴。并幇同送書之江西挙人王曉。拏獲到案。

とあり、上述の陳倚道家人張貴と共に、彼が陳倚道の文書を北京へ運ぶのを助けた江西省の挙人王曉が逮捕されたのである。『実録』の後文によれば、王曉の供述として、陳倚道は曽て王曉に付いて勉学していたという。王曉は去年会試を受験した後、郷里へ帰る途次、時堡司の陳倚道の衙門の前を通過したが、陳倚道は王曉を年明けまで此処に逗留させた。その時、陳倚道は彼に高郵州の胥吏が印鑑を偽造して銭糧を二重徴収したこと。それを府・州、巡撫に訴え出たが、未だ究明、処置されるのを見ない。今年王曉は会試を受験する為に北京へ行くので、自分の文書を北京まで持参してもらって、張貴に戸部へ差し出させてもらいたい、と云う事であった。これにより、陳倚道の家人張貴が如何様にして北京まで行ったかも明白になった。そして調査の結果、王曉が陳倚道の文書を北京まで持参し、張貴にその文書を差し出させたのは不当な事ではないと判断され、共に釈放された。

二、事件捜査の過程

さて、稍あって書麟の調査報告が皇帝の下へ届いた。『実録』巻一三五二、四月癸亥の条に

茲拠奏称。陳倚道於上年冬。両次将査獲假印串票。稟報該州呉瑍。竟置不弁。直至本年。経陳倚道通詳。始捏称訪獲稟報。請将呉瑍革職厳審等語。

と述べられ、書麟の報告では、陳倚道は去年冬、二度獲得した偽造印鑑の串票を以て知州呉瑛に報告したが、彼は放置して処置しようとしなかった。本年（乾隆五十五）になって陳倚道が巡撫・布政使等へ通報したので、ようやく事実を捜索して報告したといい加減な言い訳をした。呉瑛を革職とし厳格に取調べたい、と云っている。

こうして知州呉瑛は免職され、欽差大臣（慶桂、王昶等）に引き渡して書麟も協同して彼を取調べることになった。更に『実録』同条の後文には、

> 拠書麟奏・・・又経陳倚道究出。糧書夏琯。用假串抵還私債。令王如山描摹印篆各情節。已拠供認不諱。是該巡検揭報情形。竟係属実。閔鶚元職任封圻。康基田専司銭穀。於此等雕描假印。冒徴銭糧之案。一経発覚。即応究弁。拠実参奏。乃該撫於陳倚道詳稟時。僅批飭両司厳査。而康基田於本任応弁之事。復移交臬司。並不自行查弁。撫藩等互相推諉。延至三月之久。実属大奇。恐竟有狥縦劣員。通同欺蔽之事。

書麟の報告では、陳倚道は糧税係の胥吏夏琯が偽造の串票を使用して（銭糧を重複徴収し）自分の借金の返済に充てようとし、王如山に印鑑を模写させたという事情を調べ上げた。彼等は既に隠さず白状した。此は当巡検の報告した事件は事実であるということである。閔鶚元は巡撫の任にあり、康基田は財政を専任している。こうした偽の印鑑を彫刻して銭糧を詐取するような事件が、一度発覚すれば、直ちに究明対処し、事実に基づいて弾劾上奏すべきである。然るに当巡撫は陳倚道の報告を受けた時、只だ布政使・按察使に厳格な調査を命じただけであった。而も康基田は本人が対処すべきことであったのに、按察使に申し伝えただけで自ら究明、処置しようとはしなかった。巡撫・布政使等が互いに責任を押し付け合って、処置が三個月も引き延ばされてしまったが、実に異常な事である。結局不良の属員を庇い立てして皆一体になって事実を隠蔽しようとしたのであろう。

この文では、糧税係の胥吏夏琯が私的な借金を返済する為に串票を偽造した事、その為に王如山に官印を書き写させた事等が明らかにされた(6)。しかしこうした事実が報告されたにも拘わらず、巡撫や布政使はそうした不正事件に対処しようとはしなかった。こうした事態に対して皇帝は官僚達が協同して事件の隠蔽を謀ったと断ぜざるを得なかったのである。

更に具体的な事実が明らかになっていった。『実録』巻一三五三、乾隆五十五年四月丙寅の条によれば、巡検陳倚道が巡撫閔鶚元に事実を報告したのは一月十六日であった。しかし閔鶚元自身の上奏では二月十二日、揚州に立ち寄った際に、知府劉炳、知州呉瑛から、「假印偽票一案」に付き、徴税係の胥吏夏琯を逮捕し事実の究明に当っているという報告を受けたという。この間既に約一個月が経過している。皇帝は

今江蘇高郵州私雕印信。假串重徴。関係官員書吏重罪。・・而閔鶚元始則意欲彌縫其事。継復飾詞迴護。実属狡詐負恩。

高郵州の「私雕印信。假串重徴」事件で、関係ある官員・書吏は罪が重い。・・しかも閔鶚元は始はその事実をいい加減に誤魔化そうとし、継いでは言葉を繕って属員を庇護しようとした。これは実に悪賢く皇恩に負くことであると皇帝は断じた。皇帝は今迄は閔鶚元を厚く信頼していたのであった。彼は久しく巡撫の任にあって真面目に諸事を処理してきたので、やがては内では尚書、外では総督に昇任させようと思っていたと云っている。しかし今では自ら罪を犯す様な事をしてしまった。これでは巡撫の任を受けることなど出来ようかとして直ちに解任、欽差大臣達の査問を受けさせる事とし（『実録』同条の後文）、後任に安徽巡撫の福崧を任命した。

結局、巡検陳倚道の報告が知州から知府、布政使、巡撫にまで達した時間的経緯は以下のようであった。『実録』

巻一三五三、乾隆五十五年四月丁卯の条によれば、

諭軍機大臣。・・・查閱陳倚道揭報戶部詳文内称。上年十一月二十七日。十二月初三日。両次詳稟知州。十二月十五日。専稟知府。本年正月初十日。申詳撫藩。俱未経批発。正月二十六日。令家人張貴。自高郵起身赴京。是該巡検因畳稟本省各上司。耽延不弁。始行差人赴京投遞。

この文によって陳倚道が家人張貴を北京へ派遣して、高郵州の事件を戸部へ報告させようとした経緯が明確となる。所が閔鶚元の上奏では陳倚道のそれと日時にずれが見られる。

而閔鶚元摺内所称。係正月十六日。接閱該巡検稟帖。十八日。批司厳查。二月十二日。路過揚州。経該府劉炳、知州呉瑍。稟知此事。自泰安遵旨回蘇。於三月初四日到署。接拠呉瑍二月一七日詳稟。

閔鶚元の上奏に云う所では、当巡検の報告書を見たのは正月十六日で、十八日に布政使、按察使に厳査を命じた。二月十二日に巡察の途上、揚州を通過した際、知府劉炳、知州呉瑍からこの事件を知らされた。（その後）泰安より蘇州へ戻り、三月四日に巡撫署に帰着して呉瑍の二月十七日付けの報告書を受取ったと云う。この閔鶚元の上奏に対し乾隆帝は強く非難した。『実録』同条の後続文に

試思。正月十六日距三月初四日。中間幾及両月。閔鶚元始則批令藩臬両司查弁。仍候督院批示。以為推諉卸過地歩。継復以批司飭府。提審了事。明係遷延不奏。有意消弭。已無可置喙。

思ってもみよ、正月十六日から三月四日まで、その間殆ど両月である。閔鶚元は始は布政使、按察使に調査、処置を命じたが、一方総督の指示を待たせて責任逃れの余地を残そうとした。継いではまた布政使、知府に指示して調査させ事を終わらせようとした。これは明らかに事態を引き延ばして報告せず、事件を揉消そうと意図したのであって、

言い訳の出来る事ではないと。更にまた知州呉瑭に対しては

呉瑭聞知該巡検於正月内。通詳撫藩。知事難掩飾。始於二月内稟出。又捏称与陳倚道一同査拏。其為事後彌縫。通同徇隠。更無疑義。

呉瑭は当巡検が正月内に巡撫、布政使に報告した事を知って、事件を覆い隠す事は出来ないと知り、ようやく二月になって巡撫に申し出たのである。その上陳倚道と共に調査して（胥吏達を）逮捕したと無根のことを述べた。それは事後を取り繕ろい協同して事態を隠蔽しようとしたこと、全く疑いが無いと、厳しく批判した。

所がこの後の書麟の報告、『実録』巻一三五三、乾隆五十五年四月庚午の条には、

諭。拠書麟奏。・・内称。高郵州知州呉瑭。接拠陳倚道両次具稟。並不批発。揚州府知府劉炳。於陳倚道具稟之後。即行提審。将林之佩假印偽票各情究出。尚無扶同徇庇情事。因該府将陳倚道之稟。批発到州。閔鶚元、康基田。将陳倚道之詳。批行到府。陳倚道無従知悉。以致疑為未批等語。

とあり、書麟の云う所では、高郵州知州呉瑭は、陳倚道から二度の報告を受取ったが、何等の指示もださなかった。ただ揚州府知府劉炳は、陳倚道の報告の後、直ちに取調べを行い、林之佩が假印偽票を使用したという事実を摘発したので、協同して庇いあったと云う事実は有りません。当府は陳倚道の報告により、州へ指示を降し、閔鶚元、康基田は陳倚道の報告（詳文）によって府へ指示を降したが、陳倚道はその事を知ることが出来ず、それで誰も指示を降さなかったと疑ったのでありましょうと云って来た。

書麟のこの言い分では、知州呉瑭は陳倚道の報告に対して指示を与えなかったが、他の責任者の官僚達はそれぞれに調べに当ったり、指示を降したりしていて、陳倚道はそれを知らなかっただけである。まして各官が協同して庇い

合っているという事実は無いと云うことになるであろう。これでは陳倚道の戸部への申立て等、皇帝の把握している事実と大きく異なっていることになる。乾隆帝は書麟の報告に対し直ちに反論を加え、

今転先為開脱。希図掩飾。並不将閔鶚元及該府劉炳厳参。一味瞻徇。実属有負委任。

書麟は、今では先ず彼等を罪から逃れさせてやり事実を覆い隠そうと意図し、閔鶚元と知府劉炳を厳しく弾劾していない。ひたすら私情に捉われて不正を為すのは委任の責任に背くものであると厳しく批判し、書麟を吏部に申しつけて「厳加議処」と処分を命じた（『実録』同条の後文）。

高郵州の胥吏による「私雕印篆、假串重徴」と云う事件は、巡検陳倚道によって摘発され、その処置の指示を仰ぐ報告がそれぞれ管轄の上司、高郵州知州呉瑛、揚州府知府劉炳、布政使康基田、巡撫閔鶚元へと為された。しかし彼等は皆この事件に積極的に対処しなかった。陳倚道はたまりかねて家人張貴を北京へ派遣し戸部へこの事実を訴え出た事によって始めて重要事件と認識され欽差大臣の派遣にまで至ったのである。而も結果として関係する知州から巡撫に至るまでの各官が免職、逮捕され、この事件の張本人となった胥吏達も共々熱河の行在へ護送されて大学士・九卿らの訊問をうける事になった。

三、事件の内容

所で銭糧徴収係の胥吏達が如何なる方法を使って「私雕印篆、假串重徴」したかについては『実録』の記事からは殆ど具体的事実を知ることが出来ない。しかし『上諭檔』（『宮中檔』はこの期間の記録を欠いている）乾隆五十五年

五月二十日の条には大学士・九卿等の訊問、それに対する被告らの供述が詳細に記載されている。以下『上諭檔』の記事により事件の具体的内容を明らかにするが、官僚達の行動に付いては前節で大方の所は明らかにしたので、本節では胥吏達の行動を中心に取り上げることにする。

所で巡検陳倚道は如何様にして胥吏達が偽の串票を行使している事を知ったのであろうか。彼は自身の供述の中で次のように云っている。

　耟於上年正月内。聽得時堡鎮百姓們説。我們銭糧已経交過。何以此時又要催徴的話。我就留心查訪。五六両月内。先後查獲假印串票十七張。倶係五十、五十一両年的。恐近年尚有此等偽串。必須徹底清查。

私は去年（乾隆五十四）正月に、時堡鎮の農民達が銭糧は既に納めてしまっているのに、何故今になって復催促されなければならないのだろうと云っているのを聞いた。私はそこで注意して現地へ行って調べた。五、六の二ヶ月で前後して假印の串票十七枚を獲得したが、これらは共に五十年、五十一年の物であった。恐らくは近年もなおこうした偽の串票が存在するであろうから、徹底的に調査すべきである。

陳倚道は自分の管轄下の（時堡鎮）農民が銭糧を既に納めたのに、何故再度徴収されなければならないのか訝っているのを聞いて調査を行ったと云う。その結果獲得した假印串票は五十年、五十一年に使用された物であったと云う。という事は既に現在の事件発覚より四、五年前から偽造串票を使って銭糧を重複徴収する不正が行われていた事になろう。しかし陳倚道が中央の戸部へ直訴するまで、こうした事実は誰も摘発しなかったのである。恐らく当時、こうした胥吏達による不正事件は各地で起こっていて、地方官にとっては一々改めて追究する必要も無い事と意識されていたように思われる。既に第一節で述べたように、高郵州知州呉瑛も陳倚道の報告に対して、それは前任者の時の事

件で今となっては適当に補填しておけばよいという意味の事を云っている。地方における小さな銭糧の欠損（胥吏による横領）等は地方で適当に彌補（補填）すればよいと云う事であったのであろう。だから時堡鎮における五十年、五十一年の假印串票の行使も誰も取り上げなかったのである。知州呉璵が陳倚道の報告を受取っても直ちに対処すべき指示を与えなかったことも、こうした風潮の中で考えれば至極当然の事であったとも云えよう。それにしても責任者が管轄下の胥吏の不正を積極的に摘発しようとしないことは、胥吏を庇護していると云われても致し方ないことであろう。

所で胥吏は実際に如何様にして假印串票を作成し行使したのであろうか。先ず最初に訊問を受けたのは林之佩であった。以下が彼の供述である。

我係高郵州人。充当本州戸房書弁。乾隆五十年三月初一日。有同衙門書弁趙瑄、李松年、馮国経。到家閑談。大家説起乏銭用度。我那時想起。相識的邢徳培。会刻圖章。起意私雕州印。假造印票。誆騙粮戸銀銭使用。趙瑄們都各應允。

林之佩は高郵州人で、当州の戸房の胥吏になった。乾隆五十年三月一日に、当衙門の胥吏の趙瑄、李松年、馮国経等が彼の家で閑談したが、皆が日用の銭が足りないとこぼした。私はその時、知り合いの邢徳培が印鑑を彫ることが出来ることを思い出した。そこで州の印鑑を勝手に彫り印票（串票）を偽造して納税戸の銀銭を騙し取って使おうと思い立った。趙瑄達は各々皆同意した。

これを読めば胥吏達はいとも簡単に銭糧徴収票（印票）を偽造するのを認め合っている。自分達が日々の生活費に欠乏しているから農民達の税銀を騙し取ろうというのは、全く言語道断のことと云わなければならないであろう。

次いで

三月初二日。我邀邢徳培到家。告知假造串票情由。央他雕刻假印。許給銭二千文。邢徳培初猶未允。我説将来設或敗露。断不連累。邢徳培始行應允。我想豆腐乾易於雕刻。又易於銷毀。随買老豆腐乾。交給邢徳培。又尋出州印旧封套一個給他。他照様在腐乾上刻好。交給我。彼時送邢徳培銭二千文。偽造假串票五十一張。

翌三月二日。私は邢徳培を家に招いて、串票を偽造する事情を告げ、偽の印鑑を彫ってくれるように頼み、銭二千文を払うことにした。邢徳培は初めは矢張り承諾しなかった。私は将来もし露見する事があっても決して巻き添えにはしないと約束した。邢徳培はそこで始めて承諾した。私は乾豆腐（豆腐乾―筆者には如何なる物か未詳）が彫刻し易く、壊しやすいことを思いつき、そこで乾豆腐を買って邢徳培に与えた。又州印の有る古い封筒を探し出して彼に与えた。彼は見本通りに乾豆腐に彫刻して私に渡した。その時私は邢徳培に銭二千文を送り、串票五十一枚を偽造した。

林之佩は邢徳培に頼んで、謝金銭二千文で州印を彫らせたのである。ここに云う豆腐乾（乾豆腐）が如何な物か筆者には全く不詳なのだが、恐らく日常的に容易に入手可能な物なのであろう。それを使って州印を偽造し、その印鑑を捺した偽串票五十一枚を作成した。そして、

同趙瑄們於三四月内。各自向親友包攬。完納銭粮。共計五十一戸。得銀二十二両零。我与趙瑄們。照各人包攬数目。分用所有假印。当即銷毀。

林之佩は、趙瑄達と三月、四月内にそれぞれ親戚、友人の銭糧を一括請負いし完納した。それにより合計五十一戸から銀二十二両余を得た。私は趙瑄達と共に各人が請負った数量に従って偽造印を使用し、直ぐにそれを砕いてしまった。

林之佩の云う所では、偽串票五十一枚を使用して五十一戸の銭糧を包攬し銀二十二両余を得たのであった。所で包

攬についてであるが(7)、当時は銭糧の納入は自封投櫃が原則であった。そこで林之佩等は親戚・友人（親友）達を対象に包攬を行ったものと思われる。親戚・友人達も林之佩を一応は信用していたので包攬に応じたのであろう。彼とは別に、趙瑄等の供述によれば、趙瑄は十四枚の偽串を受取り、李松年は十六枚、馮国経は十三枚を受取り、各自矢張り「親友・相識人」を対象に包攬を行ったのであった。彼等が得た銀の数量については述べられていない。

更にこれに次いで

八月間。我与趙瑄、李松年、馮国経。又各自包攬銀米。我仍邀邢徳培到家。用腐乾刻成州印。謝給邢徳培銭八百文。我依旧偽造串票三十七張。仍向親友包攬銭糧。共計二十七戸。得銀十八両零。米八斗零。我們大家分用假印也。随即銷毀。各花戸亦未看破。

八月になって、林之佩はまた趙瑄等と銀米を包攬した。矢張り邢徳培に頼んで乾豆腐を使って州印を彫らせ、銭八百文を謝礼として支払ったと云う。林之佩は今回は三十七枚の串票を偽造したが、二十七戸の銭糧を包攬して銀十八両余、米八斗余を得た。他の皆も假印を使用したが、直ちに砕いた。各農家はまだ偽串票を看破出来なかったという。今回の偽串票の使用について、趙瑄等の使用枚数は述べられていない。ただ獲得した銀については、趙瑄は九両五銭零、李松年は八両二銭零、馮国経は九両二銭零であったという。これに次いで彼等は以下のようにも述べている。

後来本州比追民欠緊急。我們各自設措。陸続照数清完銭粮。所有真串票。因前経発給假串。是以将真串倶経銷毀。後になって本州（高郵州）の民欠(8)追徴が差し迫ったので、我々は各自対策を講じ次々に額数通り銭粮を完納した。所有していた真正の串票は、前に偽串票を（納税戸に）渡してあったので皆廃棄したと。

高郵州が農民未納の銭糧を民欠として追徴を行うのは当然の事であった。しかしこれは実際の民欠ではなくて胥吏

達が偽串票を使用して農民の納めるべき銭糧を包攬し、横領したので、その分が州の徴税簿では欠損、即ち民欠となっていたのである。その追徴の期が迫って来たので彼等は額面通り銭糧は納めたのであった。この後邢徳培も訊問を受けたが、林之佩とほぼ同様の供述をしている。

次いでは夏琯の場合である。彼の供述によれば事実は以下のようであった。

我係高郵州人。充当本州五総里書。乾隆五十年正月間。我借用護国寺僧人銀九両。又借用安楽寺僧人銀十両。・・至五十一年二月間。両寺僧人。屢向我催討欠項。没得還他。我聴得。五十年。林之佩曽私雕假印。偽造串票。誆騙銀両。未経敗露。因想起。姜開遠与我相好。又会刻圖章。就邀他来家。給他銭一千六百文。

私は高郵州人であります。本州の五総里書（高郵州第五図の里書）を務めていました。乾隆五十年正月に私は護国寺の僧侶から銀九両を借用し、また安楽寺の僧侶から銀十両を借用した。・・五十一年二月になって、両寺の僧は私に頻りに借金返済の催促をしたが、還す事が出来ませんでした。その時私は、五十年に林之佩が偽印を彫って串票を偽造し、銀両を騙し取ったが未だ露見していないことを聞きました。そこで私は姜開遠が私と親しく、印鑑を彫刻することが出来るのを思い出し、彼を家に招いて銭千六百文を支払いました。

夏琯は高郵州五総の里書であったが、借金の返済に困っていた時、林之佩が偽造串票を使って銀両を騙し取り、それが未だ露見していないということを聞いたので、自分もそれを真似てやろうと思い立ったのである。そこで友人の姜開遠に頼んで偽印を彫らせることにしたのである。

姜開遠応允。就買老豆腐乾。照旧存印封。彫刻州印。我就偽造串票。将僧人応完銭粮数目。填写仮串。給与僧人。以抵欠項。

謝礼銭千六百文で承諾した姜開遠はそこで乾豆腐を買って、手元に保存していた古い州印を捺した文書に倣って州印をそれに彫刻した。私はそれを使って串票を偽造し、僧侶が納入すべき銭糧数を偽造した串票に記入してそれを僧侶に渡し、借金に当てることにしたと言う。

夏琯が串票を偽造したのは上述の林之佩等の方法を模倣したわけであるが、この場合は包攬ではなく、個別に僧侶に納税額を記した偽串票（納税領収書）を渡し、即ち僧侶は納税済みで銭糧を収めなくてよいことになるので、それによって借金を相殺しようとしたのであろう。しかし

不料。万栄光、馮厚、周曰庠、夏遇盛。於僧人処。識破仮串。随来問我。我不能抵頼。告以実情。他們説。你既如此仮捏。我們也要幾張。若不給我們。就要出首。我没奈何。除自用十二張外。下剰四十四張。都分給他們四人。又向他門四人。将所得銀数。各分一半給我。

思いもかけず、万栄光、馮厚、周曰庠、夏遇盛等が僧侶の処で偽造串票であることを見破り、直に私に問いかけてきた。私は言い逃れが出来ず実情を告げた。そこで彼らが云うのには、お前がこの様に捏造したからには、我々にもその幾枚かを寄こせ、若し寄こさなければ我々は直ぐ訴えて出るぞと。私は仕方なく自用の十二枚を除き、残りの四十四枚を彼ら四人に分け与えた。そこで私は彼ら四人に対してそれぞれが得た銀額の半分を私に寄こすように云った。

こうして夏琯は恐らく知り合いの四人の胥吏に串票が偽造であるのを見破られ、共々に悪事を働くことになった。それでは万栄光等は何処で如何様にして夏琯の串票を偽造と見破ることとになったのであろうか。以下が万栄光等四人の供述である。

我們都係高郵州人。倶充当本州庫書粮書。乾隆五十一年二月内。因在安楽寺護国寺僧人処。見有完粮串票。因想

此時尚非完粮之期。何以遽有串票。収執僧人説。是夏琯代我完納。給我這串票的。我們看串票内印文。辺框比州印有些不対。就向夏琯盤詰。夏琯起初不認。我們説。你若不吐実情。就要出首了。

我々は皆高郵州人である。共に本州の倉庫の書吏や税糧係りの書吏を勤めていた。乾隆五十一年二月に、安楽寺・護国寺の僧侶の処で銭糧完納の領収書（串票）を見た。だがこの時期は銭糧納税の時期ではないのに、何故に完納の領収書が有るのかと思った。保管している僧侶が云うのには、是は夏琯が私に代わって銭糧を完納して此の串票を私に寄こしたのだと。私等は串票の印文を見たが、その縁取りが州印と少し合わない。そこで夏琯を問い詰めたところ、夏琯は初めは認めようとしなかった。我々はお前が若し実情を吐かないのならば、訴えて出てやると云った。

万栄光等四人は高郵州の胥吏であった。彼等は五十一年二月に僧侶の処で夏琯が偽造した銭糧完納の領収書（串票）を見付けたのである。彼等は僧侶からその完粮串票は夏琯から渡されたものであることを聞き出し、それが夏琯の偽造物であることを突き止めたのである。それで結局彼等は逆に夏琯を脅迫して偽造串票を入手することになった。

他不能抵頼。又因我們向他也要幾張分用。他怕事情敗露。即将刻雕実情告訴我們。並給了我們四十四張。並将所得之銀。照数分給一半与他。万栄光分給十六張。浄得銀十両三銭一分。馮厚分給五張。浄得銀四両四銭九分。周曰庠分給九張。浄得銀三両二銭七分。夏遇盛分給十四張。浄得銀四両二銭六分。

彼は誤魔化すことが出来なかった。そこで我々は彼に何枚かを寄こすように云った。彼は事情が露見するのを恐れ偽印を彫刻した実情を我々に話すと供に四十四枚を寄こした。同時に彼は獲得した銀は、その数量に応じて半分を彼に渡すように云った。万栄光は十六枚を受け取り、純益銀十両三銭一分を得た。馮厚は五枚を受け取り、純益銀四両四銭九分を得た。周曰庠は九枚を受け取り、純益銀三両二銭七分を得た。夏遇盛は十四枚を受け取り、純益銀四両二

銭六分を得た。

結局、万栄光等四人は夏琯を脅してそれぞれに偽造串票を手に入れ相当額の銀を獲得したのである。ここでは包攬とは云っていないが偽造串票を使用したことから考えれば包攬を行ったに違いない。そして「浄得銀」と云っていることから考えれば、これは包攬の手数料として獲得した純益銀ということが出来るであろう。林之佩の場合はただ包攬によって「得銀」したというのみであるが、恐らく林之佩の場合は銭糧、手数料を含めた銀額と見てよいであろう。高郵州が民欠として林之佩等の得た銀を追徴したと言っていることからもそれは肯けると思う。それにしても胥吏達はかなり簡単に州の公文書を偽造し、相当額の銀を獲得したのであった。

以上、高郵州巡検陳倚道によって摘発された「仮印串票」事件の内容を胥吏の行動を中心に具体的に明らかにした。胥吏達は生活資金が乏しいから、或いは私的な借金返済の手段として串票を偽造し、包攬によって相当な利益を獲得していた。日常生活にかかわる小事を理由に、胥吏達はいとも簡単に不正行為に走ったのである。ということはこうした胥吏による不正は高郵州に止まらず、各地で頻繁に行われていたと考えることも出来るであろう。しかも既述のように監督すべき官僚たちは殆ど積極的に取り締まりに当たろうとしなかったのであった。銭糧徴収の機能が農村の最末端で正当に運営されていなかったのである。

四、事件のその後

ところで事件はこれで終了しなかった。新たに江蘇巡撫に任じられた福崧が別の糧書（銭糧係りの胥吏）の不正事

を上奏した。『実録』巻一三五五、乾隆五十五年五月庚辰の条に

福崧奏。前任巡撫閔鶚元任内。有句容県知県王光陛詳称。該県糧書江崇年等。将花戸完納銭糧。拆封侵那一案。閔鶚元僅批飭江寧府。提犯審訊。難保無瞻顧軽縦。現已飭委臬司王士棻。馳赴該県。吊覈糧串犯証。来省親加厳鞫等語。

福崧の上奏によれば、前任巡撫閔鶚元の在任中に、句容県知県王光陛の報告する所では、当県の銭糧係りの胥吏江崇年等は納税戸の納めた銭糧の袋の封を壊してその銀を横領した事件が有った。閔鶚元はただ江寧府に犯人を呼び出して取り調べ訊問することを命じただけで、情実にほだされて軽々しく放免しないとも限らない。私は既に按察使王士棻に命令を下し、当県に急行して銭糧串票や犯人・証拠を取り上げて調査し、犯人を本省に連行して厳しく取り調べるように申し渡したと言う。

閔鶚元の後任として巡撫に任じられた福崧が、閔鶚元在任中の事件として句容県の胥吏が銭糧の納入された袋の封を壊して銭糧を横領したことを報告して来たのである。ではこの事件の具体的内容は如何なるものであったのだろうか。以下は福崧の続報であるが、今回は『上諭檔』乾隆五十五年五月二十九日の条の記事による。

福崧奏。続行査出句容県糧書侵盗多賦一摺。内称。該署県王光陛原報。侵用銭糧僅止二百四十余両。今派委司道。前往厳査。始拠続行報出。歴年侵欺銀三千七百両。漕米八百余石。現在親往査弁等語。

句容県糧書による銭糧横領に関わる続行調査の報告では、福崧は次のように述べている。当該知県王光陛の原報では、横領された銭糧は僅かに二百四十余両に過ぎないとしている。今按察使、道員を派遣して厳密な調査に当たらせているが、続行中の報告によれば、例年騙し取った銭糧は銀三千七百両。漕米は八百余石になる。現在自ら捜査、処

理に当たっていると。

福崧の続報では、句容県の銭糧係りの書吏江崇年等が横領した銀額は毎年三千七百両、漕米八百余石に上る。しかし知県王光陛は僅かに二百四十余両に過ぎないと報告して来たという。三千七百両にも登る銭糧銀、漕米八百余石を毎年如何様な手段で横領したか、具体的なことは解らない。しかし上述の高郵州の例から判断すれば、この横領銀額は桁違いの高額である。恐らく多数の書吏のみならず官僚も加担していたと想像することも可能であろう。知県王光陛が横領された銀はただ二百四十余両のみと報告したことから考えても、書吏の銭糧横領などは逐一取り上げる必要もないとする、上述の江蘇省の官僚達の態度と共通するものである。結局句容県の場合はこれ以上の具体的なことは不明である。

皇帝は書吏の不正を積極的に摘発した福崧の態度を高く評価した。『実録』の後文では「所弁不避嫌怨。甚属持正。」として褒賞を与えている。ここにいう「嫌怨を避けず云々」の意味は、前任の閔鶚元が免職、逮捕という処分を受けたという、他人の危機に付け込んで、己の立場をより高めようとしているという世間の非難を省みず、正しく対処したと言うことである。江蘇におけるこの事件に皇帝はそれなりの危機感を抱いたのであろう。『実録』巻一三五五、乾隆五十五年五月甲辰の条には

両三月内。即有高郵、句容両案発覚。可見閔鶚元因循庇護。諸事廃弛。属員等無所畏憚。自然百弊叢生。此外必尚有似此仮串冒徴。拆封侵那之事。

この二、三月の間に、高郵、句容の二事件が発覚した。閔鶚元は旧習を守って属僚を庇護したので、政治上の諸事は弛緩し、属僚たちは何の畏れ憚ることもなく振る舞い、当然様々な弊害が沸き起こったのである。この外になお同

様の偽造串票を使用して銭糧を騙し取り、税銀の袋の封を壊して銀を横領するようなことが必ず有るに違いないと述べている。福崧は皇帝のこの意に応える処置を実行したとして褒賞されたのであった。

皇帝は更に次のようにも述べている。

今復有句容県糧書。歴年侵蝕銀三千七百余両。漕米八百余石之多。此項銭糧。例応年清年款。詳解報司。該書吏等。又何能侵蝕入己。必係官吏通同。以完作欠。至漕米一項。按額交完。一有短缺。即不能足数兌収。又何以侵蝕至八百余石之多。明係斛面浮収。上下漁利。此等情節。該督撫漫無覚察。一任蠹書侵欺舞弊。

今復句容県の銭糧係りの書吏が例年銭糧銀三千七百余両、漕米八百余石を横領したが、此の項の銭糧は一年毎に清算し、詳文で布政使へ報告する定りである。それなのに当書吏等はまた如何にして銭糧を横領することが出来たのか。これは必ず官僚・書吏がぐるになって完納を未納と誤魔化したのに違いない。漕米については、規定額に基づいて完納させるが、少しでも不足があれば、直ぐにその額を補って受け取ることは出来ない筈である。それなのに如何して八百余石もの多額を横領できたのであろうか。これは明らかに米の枡盛を増やしてその分を余計に横領し(9)、上下の者が互いに利益を貪ったのであろう。こうした実情について、当の総督・巡撫は注意深く監視しようともせず、悪辣な書吏が税銀を騙し取り弊害を引き起こすままにさせていたのである。

上記のように書吏の横領額が銀三千七百余両、漕米八百余石という高額に上ったことについては、誰しも書吏だけの力では不可能なことが理解できるであろう。しかし県官たちが如何に関係したか具体的な実情は解らない。漕米については『実録』巻一三五五、乾隆五十五年五月己酉の条に

至該県応兌漕米一万一千余石。漕艘受兌時。断不能絲毫短少。茲書吏竟侵用八百余石。運糧員弁。豈能任其短少

十分之一。揆之情事。必無此理。若倶如数交清。則所称侵用八百余石。又従何而出。顕係浮収斛面。額外加増。否則百姓已経完納之後。該県及書吏等。復行重徴。二者必居一於此。

当県が渡すべき漕米一万一千余石については、漕運船が漕米を受け取る時、決して僅かも不足のままにしていることは有り得ない。今書吏が八百余石を横領したのに、漕運の担当官達が如何して十分の一も不足したままにしておくであろうか。此の事情を考えればこうした事が起こる理由は全く有り得ない。若し規定額通り漕米を渡していれば、言っている所の横領した八百余石は何処から出て来たのであろうか。これは顕かに規定以上に米の枡盛を増加させ、その分を横領したのである。そうでなければ百姓が完納した後で当県の官僚と書吏たちが二重徴収を行ったのであって、此処では両者が共に行われたのであろう。

ここで皇帝が指摘しているように、漕米は「斛面浮収」だけでなく「重徴」（二重徴収）も合わせて行われていたに違いない。そうでなければ八百余石もの多額の横領は不可能であろう。それにしても句容県では銭糧のみならず漕米の横領までが明白になってきたのであった。従って『実録』巻一三五六、乾隆五十五年六月庚戌の条に

又諭。句容県書吏侵用銭糧漕米。除另降諭旨。令管幹珍、長麟、和琳等。査詢押運員弁外。董世明身任糧道。漕糧是其専責。若与該県連為一気。任其侵那短欠。或従中染指分肥。即当厳参審弁。若失於覚察。事後隠飾庇護。亦当治以応得之咎。

とあり、句容県の書吏が銭糧・漕米を横領したについては、別に管幹珍（漕運総督）、長麟、和琳等に命じ運送担当の官吏を取り調べさせているが、董世明は糧道の任にあって漕糧の受け渡しは専任業務である。若し当県の官吏達が一体になって漕米を横領し不足のままにしておいたり、或いは内部から手を付けて山分けするようなことがあれば、

直ちに厳しく取り調べ処分しなくてはならない。若し察知することが出来ず、事後に誤魔化し庇い立てするようなことがあれば、当然相応の処罰を受けなければならない。

当然、皇帝は漕運総督管幹珍等に命じて輸送担当の官吏達を取り調べさせたが、一方江寧糧道の任あった董世明は此の地方の漕米運送の責任者であったから、運送担当の県官や　書吏の不正についても監督責任を問われることになったのであった。以上のように句容県では銭糧徴収と漕米運送の関係官僚・書吏等多数が取り調べを受けたが、その具体的内容についてはあまり明白ではない。

五、事件の終結

結局、事件は以下のような形で終結を見たのであった。高郵州の事件に関しては『実録』巻一三五六、乾隆五十五年六月乙卯の条に

閔鶚元。著従寛改為応斬監候。秋後処決。呉瑛。依擬応絞。著監候秋後処決。康基田。著従寛発往軍台。効力贖罪。其起意為首仮印誆騙之林之佩、夏琯。係書吏舞弊。著即依擬処斬。

とあり、閔鶚元以下の関係官僚はそれぞれに処罰を受けたが、「仮印誆騙」の首謀者であった書吏の林之佩、夏琯は直ちに斬刑に処せられた。ただこの二人以外の書吏たちが如何様な処罰を受けたかは不明である。

他方、句容県の場合は『実録』巻一三五九、乾隆五十五年七月戊戌の条に

吏部議。・・江蘇句容県糧書。侵蝕銭糧漕米一案。該省各上司。漫無覚察。錮弊相沿。以致奸吏蠹書。吞侵銀米。

累万盈千。重徴累民。莫此為甚。非尋常失察可比。是以将総督書麟。革職拿問。発往伊犁。効力贖罪。

とあるように、本省の総督以下の各上級官僚は属官や書吏達を取り締まらず、彼等が銀米を横領して人民を苦しめるままにさせていた。これは一般的な失察に比べられるべきものではない。故に総督書麟は免職し、逮捕、訊問の後、伊犁に発遣して労役に就かせ罪の償いをさせる、ということになった。また知県王光陛については、事件について適切な対応を怠った廉で

署句容県知県王光陛。即著革職。交与福崧。提同案内犯証。秉公厳審。（『実録』巻一三五五、乾隆五十五年五月甲辰）

と言うように福崧によって取り調べを受けた筈であった。しかしその後彼が如何様な処罰を受けたかは不明である。更にまた書吏江崇年等に対する取り調べや、彼等が如何なる処罰をうけたかについても全く解らない。

六　結びに変えて

以上、高郵州における書吏の不法事件を中心に、句容県のそれも加えて所謂「胥吏の害」の具体的な実態を考察してきた。書吏による公印の偽造と、それを捺印した偽の銭糧徴収票の行使による銭糧横領がいとも簡単に実行されていた事実を明らかにした。しかしそれよりというべきか、或いはそれと同様にこうした書吏の不正に対する官僚達の対応態度の緩慢さは厳しく指弾されるべきものであろう。巡検陳倚道の戸部への直接の告訴が無ければ、この事件は地方で適当に隠蔽されていたに違いない。前稿で筆者が取り上げた(10)浙江平陽県における銭糧不法着服事件に於

いても、学政竇光鼐が偏執狂と官僚達から嫌がられながらも執拗に不法の事実を追求したことにより、ようやく知県黄梅の不正が明白になった。この事と問題の本質は共通しているのである。一人の型破りの人物の追求に拠らなければ、地方の銭糧横領事件さえも容易に解明されない事態が現出していたと言うことが出来よう。同稿で指摘したように乾隆末年になるに従い銭糧の虧空は財政上の重大問題になってきていたが(11)、地方におけるこうした個々の具体的問題が的確に究明されない限り虧空は拡大する一方であっただろう。乾隆末期に於ける地方支配体制の弛緩と、是と不可分に結びついた税糧虧空問題は厳格な処置をされないまま嘉慶朝に先送りされたのであった。

注

(1)「清代の胥吏と幕友」(『東洋史研究』第十六巻四号、一九五八年)。

(2)『宮中檔乾隆朝奏摺』乾隆四十三年正月二十一日、「江蘇巡撫臣楊魁、謹奏為審明假印誆騙人犯、定擬具奏事」という題目。

(3)これは「三聯串票」ともいわれ、租税の徴収票と領収票が一連のものとなった地方政府発行の書類。山本英史『清代中国の地域支配』(二〇〇七年、慶応義塾大学出版会)第一編第二章。

(4)所引の『実録』の文は『乾隆朝上諭檔』のそれとも内容はほぼ一致しているので、筆者は適宜両者から引用することを断わっておきたい。

(5)火薬の原料。清代では各地方で一定量の硝石を確保しておくこととなっていた。

(6)ここで王如山の名が挙がっているのは間違い。後文第三節参照。

(7)包攬については山本英史『清代中国の地域支配』(二〇〇七年、慶応義塾大学出版会)、第一、二、三章等参照。

(8)ここで民欠と云われているのは農民の未納分と云う意味である。しかし実際は官吏や胥吏の着服横領等により、農民が納めた筈の税糧が未納とされる事、即ち民欠とされることが間々あったのである。これについては岩見宏「雍正年間の民欠について」(『雍

正時代の研究』一九八六年所収）。

（9）漕米収納時、計量に当たった書吏の不正行為については早くから問題にされていたが、その一端については例えば、星斌夫『明清時代交通史の研究』（山川出版社、一九七一年）後編、第四等参照。

（10）拙稿「浙江平陽県知県黄梅不法着服案」（愛大史学第二十四号、二〇一五年）

（11）この問題については、例えば鈴木中正「清末の財政と官僚の性格」（『近代中国研究二』一九五八年）等。